答 弁 第 四 六 号平成十四年一月二十五日受領

内閣衆質一五三第四六号

平成十四年一月二十五日

内閣総理大臣

小 泉

純一

郎

衆

議

院

議長

綿

貫

民

輔

殿

衆議院議員阿部知子君提出カルテ・レセプト開示進捗状況に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出カルテ・レセプト開示進捗状況に関する質問に対する答弁書

一の(1)及び(2)について

診療報 酬明 細書、 調剤報 酬明細書及び老人訪問看護療養費・訪問看護療養費明細書 (以 下 「診療報 酬明

細書等」という。) の開示については、 「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」 (平成九年六

月二十五日付け老企第六十四号・保発第八十二号・庁保発第十六号厚生省老人保健福祉局長、

保険局長、

社会保険庁運営部長通知。 以下「九年通知」という。)により、 保険者に対し、 被保険者から診療報酬明

細書等の開示を求められた場合には、 当該診療報酬明細書等を開示することによって本人が傷病名等を知

ったとしても本人の診療上支障が生じない旨を保険医療機関等に確認した上で開示すること等について、

周知を図っているところである。

九年通知を発出した後の年度別、 都道府県別及び保険者別の開示件数等は、 それぞれ別表第一、 別表第

二及び別表第三のとおりであり、 不開示の理由別の件数は別表第四のとおりである。

九年通知を発出した後平成十二年度までの間では、 開示請求に係る診療報酬明細書等が存在しない場合

等を除いた請求件数の九十八・八パーセントについて開示が行われており、 各保険者において適正に対処

されているものと考えている。

一の(3)について

労災保険における診療費請求内訳書、 薬剤費請求内訳書及び労災保険訪問看護費用請求内訳書 。 以 下

「診療費請求内訳書等」という。)の開示については、 「診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に

ついて」 (平成十三年十一月五日付け基発第九百六十二号厚生労働省労働基準局長通知)に基づき、 都道

府県労働局において、 被災労働者等から診療費請求内訳書等の開示を求められた場合には、 診療報酬 明細

書等と同様に、 本人の診療上支障が生じない旨を労災指定医療機関等に確認した上で開示することとして

いる。

の(4)について

診療報酬明細書等の開示請求後に、 診療報酬の請求内容に誤りがあることが判明したため、 保険者が審

査支払機関を通じて保険医療機関等に診療報酬明細書等を返戻した事例があったことは承知している。

なお、一般論としては、保険医療機関等が診療報酬の請求内容に誤りがあったとして訂正を行った場合、

保険者は訂正後の真正な診療報酬明細書等を開示することになる。

一の(5)について

だし、一剤一日分の薬価が二百五円以下の内服薬等については、 投与量の記載を、 等」という。)の請求事務の負担を軽減する観点から、 酬明細書には 診療報酬 明 調剤数量、 細書には調剤単位数、 調剤報酬明細書にあっては医薬品名、 薬剤料、 医薬品名、 薬剤料の総点数、 規格、 用量、 薬剤名、 診療報酬明細書にあっては薬剤名、 規格及び用量の記載を、 単位薬剤料等を記載することとされてい 規格単位、 診療報酬及び調剤報酬 投与量、 省略することができる取 薬剤点数等を、 (以下「診療報酬 規格単位及び る。 調剤報 た

診療報酬等の請求の一層の透明化を図る観点から、二百五円ルールの見直しを行うこととしている。 指摘は当たらないと考えているが、保険医療機関等の医事会計の電子計算処理の進ちょく状況にかんがみ、 否かによる明確な差異は認められないこと等から、 される二十点以下の薬剤の点数別構成割合について診療報酬明細書に当該薬剤の名称が記載されてい 平成十二年社会医療診療行為別調査によれば、 入院外の投薬及び注射において、 二百五円ルールが不正請求の温床となっているとの御 二百五円ルール が適用 るか

扱い

(以下「二百五円ルール」という。)としている。

 \equiv

0

6

について

五十・〇パーセント、 の薬剤の構成割合は 平成八年から平成十二年までの社会医療診療行為別調査によれば、 平成十一年は四十九・六パーセント、平成十二年は五十一・四パーセントとなって 平成八年は三十九・九パーセント、 平成九年は四十二・六パーセント、 入院外の投薬における薬剤名無記載 平成十年は

一の(7)について

いる。

等に対して、 する適切な情報提供を図る観点から重要なことであると考えており、平成十二年三月には、 保険医療機関等が医療費明細書その他医療費の内容が分かる文書を交付することについては、 医療費の内容が分かる領収証の交付に努めるよう周知徹底したところである。 保険医療機関 患者に対

り、 移行した場合における会計システム、 (以下「国立病院等」という。)においては、従来から窓口で医療費明細書等の交付を行っているところ なお、 御指摘の事項は検討対象となっていないが、国立病院、 国立病院等財務会計・管理会計システム等検討会は、 病院情報システム等に関する検討を行うために設置されたものであ 国立療養所及び国立高度専門医療センター 国立病院及び国立療養所が独立行政法人に

である。

二の(1)について

平成十三年一月一 日以降の国立病院等における診療記録の病院別、 請求者別、 診療科目別及び月別の開

示件数等は、 それぞれ別表第五、 別表第六、 別表第七及び別表第八のとおりである。

開 ける診療情報の提供に関する指針」に基づき、 する診療録等開示委員会から治療効果等への悪影響の有無等に関する意見を聴取し、 示の可否等を決定しているところであり、 国立病院等において診療記録の開示を行うに当たっては、平成十二年六月に策定した「国立病院等にお 各国立病院等において適正に対処されているものと考えてい 国立病院等の長が、 副院長、 医長、 看護部長等を構成員と 当該意見に基づいて

一の(2)について

る。

二のとおりであり、 別 の開示件数等は、 平成十三年一月一日以降の国立大学附属病院における診療記録の病院別、 歯学部附属病院についてはそれぞれ別表第十三、 医学部附属病院等についてはそれぞれ別表第九、 別表第十四、 別表第十、 請求者別、 別表第十一及び別表第十 別表第十五及び別表第 診療科目別及び月

十六のとおりである。

関する規程等に基づき、 に関する意見を聴取し、 国立大学附属病院において診療記録の開示を行うに当たっては、 当該意見に基づいて開示の可否等を決定しているところであり、 国立大学附属病院の長が、 診療情報委員会等から治療効果等への悪影響の 各国立大学附属病院の診療情報提供に 各国立大学附属 有

二の(3)について

病院において適正に対処されているものと考えている。

及び診療記録の開示についての環境整備の状況を見つつ、 を踏まえ、 診療記録の開示の法制化については、 今後の患者の側の認識及び意向の推移、 医療審議会において平成十一年七月に取りまとめられた中間報告 医療従事者の側の自主的 検討することとしている。 な取組並びに診療情報 の提供

部を改正する法律 報を提供することができる旨」を医業等に関して広告できる事項に追加するなど、 情報の提供に関する指針」を作成する等着実に進んでいると認識しており、 録 の開 示に向けた医療従事者の自主的な取組は、 (平成十二年法律第百四十一号)において「診療録その他診療に関する諸記録に係る情 平成十一年四月に社団法人日本医師会が 政府としても、 自主的な取組を支援し 医療法等の一 「診療

ているところである。

今後は、こうした取組の医療の現場への普及及び定着の状況等を見つつ、診療記録の開示の法制化につ

いて更に検討を行う必要があると考えている。

二、四七〇	111111	一 二 四	三〇、三八九	三三、二一五	合計
六八八	九五	五四	一一、六六九	一二、五〇六	平成十二年度
九九三	七一	1110	七、六六七	八、七六一	平成十一年度
六七二	三六	二六	七、二三五	七、九六九	平成十年度
一一七	三〇	<u>ш</u>	三、八一八	三、九七九	平成九年度
文書不存在等件数	不開示件数	部分開示件数	開示件数	請求件数	年度

注)

五

別表第二

		_	
岩手	青森	北海	都
,	7010	道	道
			府
			県
			請
			求
		1,	件
	七一	100元	数
0	Ξ	七	
			開
			示
			件
_	七01	九七	数
0	四	四	部
			分
			開
			示
			件
		八	数
			不
			開
			示
			件
	九		数
			文書不存在等件数

			11:11	1111	山梨
			六七	六七	福井
t	14		一〇六	一一六	石川
一八			三〇七	三二五	富山
二八			一四八	一七六	新潟
七六	0[11]	一 五	二、九九五	三、一六	神奈川
九八三	四一	五六	七、五三七	八、六一七	東京
三八一	1		一、〇五〇	一、四三三	千葉
二四	1		三九二	四一八	埼玉
		10	四六五	四七五	群馬
		10	1 44 1	一八七	栃木
六			111	二六八	茨城
			三人一	三八一	福島
四			九四	九八	山形
-0			11011	11 1 11	秋田
三九	八		四一九	四六六	宮城

			八八八	八九	Ш
11 11	011		一、〇三七	一、〇八八	広島
1 1	四		二三八	五五三	岡山
		五	五二	六〇	島根
-			五.	七	鳥取
			七五	七五	和歌山
五			三〇四	三〇九	奈良
一七	11		一、三三九	一、三五八	- 兵庫
111111	t	一回	二、六三七	二、八八〇	大阪
		四	九六八	一、〇八七	京都
. 11 1			三二六	三三七	滋賀
			一九九	一九九	三重
一九六	1111		一、七三九	一、九六七	愛知
四三	11.1		四〇六	四七〇	静岡
_			11110	11111	岐阜
1			四七五	四七七	長野
	-				

徳島 注) 宮崎 熊本 長崎 佐 大分 福 沖 鹿 賀 媛 加 岡 知 縄 児 島 たる事務所が置かれている都道府県において計上している。 ・ 政府については開示請求を受け付けた社会保険事務所等が置かれている都道府県において、健康保険組合についてはその主うまれる。 ・ 「文書不存在等件数」には、開示決定を行ったが請求者が来庁しなかったため開示されなかった件数、請求取下げ件数等が ・ 含まれる。 ・ 国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合においては、開示及び部分開示の件数の合計を「開示件数」としている。 ・ 政府及び健康保険組合においては、年度末において保険医療機関等に照会中であったものを除いた件数としている。 ・ 一 空欄は該当件数が〇件のものである。 ・ 一 空欄は該当件数が〇件のものである。 Ξ \equiv $\stackrel{\bigcirc}{=}$ 五. Ξ 五.

六二一	1		八四八	一、四七一	国民健康保険組合
八六四	八〇	1	一七、六一二	一八、五五六	国民健康保険を行う市町村
一四七	六七	六七	五、一七九	五、四六〇	健康保険組合
八三八	八三	五七	六、七五〇	七、七二八	政府
文書不存在等件数	不開示件数	部分開示件数	開示件数	請求件数	保険者

注) 国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合においては、開示及び部分開示の件数の合計を「開示件数」としている。政府及び健康保険組合においては、年度末において保険医療機関等に照会中であったものを除いた件数としている。

別

含まれる。 含まれる。 一言で書不存在等件数」には、開示決定を行ったが請求者が来庁しなかったため開示されなかって、「文書不存在等件数」には、開示決定を行ったが請求者が来庁しなかったため開示されなかって	た件数、請求取下げ件数等が
別表第四	
不 開 示 の 理 由	件数
保険医療機関等が診療報酬明細書等の開示により診療上支障が生じると判断	ー七七
請求者が本人又は遺族のいずれにも該当しない	10
細書等を返戻 診療報酬の請求内容に誤りがあることが判明し、審査支払機関を通じて保険医療機関等に診療報酬明	t
審査支払機関に対して再審査請求を行っており、開示請求時には診療報酬明細書等が不存在	
不明	三大

病院名	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
国立札幌病院		-		
国立弘前病院	1			
国立仙台病院	. 11			
国立水戸病院				
国立高崎病院	五	五		
国立沼田病院		,		
国立埼玉病院	六	六		
国立西埼玉中央病院	111	Ξ		
国立千葉病院	11			
国立習志野病院	11-1	Ξ		
国立佐倉病院				
国立大蔵病院	11	_		
国立小児病院	七	七		
国立病院東京医療センター	Ξ			

国立病院岡山医療センター	国立浜田病院	国立南和歌山病院	国立奈良病院	国立姫路病院	国立大阪南病院	国立大阪病院	国立舞鶴病院	国立京都病院	国立金沢病院	国立名古屋病院	国立熱海病院	国立長野病院	国立横浜病院	国立相模原病院	国立病院東京災害医療センター
四			二	=	11	七	1	=		Ξ		[1]		<u> </u>	四
四			11	1		六		11		11		[11]		1	7 4

国立都城病院	国立別府病院	国立熊本病院	国立病院長崎医療センター	国立嬉野病院	国立佐賀病院	国立病院九州医療センター 七 七	国立病院九州がんセンター	国立小倉病院	国立病院四国がんセンター	国立高知病院 五 五	国立善通寺病院	国立岩国病院	国立下関病院	国立病院呉医療センター	
		_		=	=	七		=		五		11	四	11	
														-	-

国立療養所長良病院	国立療養所岐阜病院	国立療養所中信松本病院	国立療養所西新潟中央病院	国立療養所南横浜病院	国立療養所村山病院	国立療養所東京病院	国立療養所東埼玉病院	国立療養所晴嵐荘病院	国立療養所西多賀病院	国立療養所宮城病院	国立療養所岩手病院	国立療養所道北病院	国立療養所名寄病院	国立療養所西札幌病院	国立療養所札幌南病院
_			_			1			151		_	_	_		
				11					Ξ	1					
	,									-					

;				国立下総療養所
			_	国立療養所南花巻病院
			_	国立十勝療養所
		1		国立療養所多磨全生園
		· -	Ξ	国立療養所沖縄病院
			1	国立療養所再春荘病院
				国立療養所東佐賀病院
-				国立療養所南福岡病院
		11	11	国立療養所愛媛病院
		111	四	国立療養所香川小児病院
			_	国立療養所柳井病院
				国立療養所山陽病院
		11	11	国立療養所刀根山病院
			1	国立療養所宇多野病院
		1		国立療養所南京都病院
		_	_	国立療養所東名古屋病院
_	_	_		

一八

七		四九	五七	遺族
四		三八	四三	家族
六	Ŧī.	七八	八九	患者本人
不開示件数	部分開示件数	開示件数	請求件数	請求者
				別表第六
		仃った。	平成十三年六月一日に移譲を行った。である。	二 国立習志野病院については、平成十二(注)一 空欄は該当件数が〇件のものである。
		1-	_	国立国際医療センター
=		111	六	国立精神・神経センター国府台病院
	1			国立精神・神経センター武蔵病院
		五	六	国立循環器病センター
		[11]	11	国立がんセンター東病院
		六	七	国立がんセンター中央病院

別表第七

内科

診

療

科

請

求

件

数

開

示

件

数

部分開示件数

不開示件

数

Ξ

二八

二四

		五	五	産科
		111	11]	産婦人科
		11	11	泌尿器科
		四	四	皮膚科
		1.1		心臟血管外科
		四	Ш	呼吸器外科
		0.1	10	脳神経外科
		一 五	一六	整形外科
_			二五	外科
		一八	11.1	小児科
		t	九	循環器科
		[1]	四	消化器科
		01	10	呼吸器科
	_	九	. 10	神経内科
				神経科
六	1	六		精神科
_				

同年二月 平成十三年一月 |同年八月 同年五月 同年四月 同年三月 同年七月 同年六月 月 請 求 件 数 三五 三五. 一 九 一九 三 五. 開 示 件 数 一六 五. 八 Ξ 五. 部分開示件数 \equiv 不 開

三

(注)空欄は該当件数が○件のものである。

別表第八

示件数

婦人科	八	t	
眼科	四	111	
耳鼻いんこう科	六	五	
放射線科			
歯科口腔外科	1	1	
(三) 三間は気育中文で () こう () でで、			

別表第九

	て計上している。	求があったものとみなして	に定を行った月に請	二 空欄は該当件数が○件のものである。(注)一 請求件数については、開示に関する決
,		一四	一六	同年十一月
			二六	同年十月
		一九	==0	同年九月

			11 [1]	東京大学医学部附属病院
		111	11	千葉大学医学部附属病院
		五	五	筑波大学附属病院
		11	11	山形大学医学部附属病院
		1.1		秋田大学医学部附属病院
		七	t	東北大学医学部附属病院
		_		弘前大学医学部附属病院
		七	七	旭川医科大学医学部附属病院
		一七	一七	北海道大学医学部附属病院
不開示件数	部分開示件数	開示件数	請求件数	病院名

東京医科歯科大学医学部附属病院	九	八	
新潟大学医学部附属病院	六	六	
富山医科薬科大学附属病院	七	七	
金沢大学医学部附属病院	九	九	
福井医科大学医学部附属病院	五	五	
山梨医科大学医学部附属病院	10	10	
信州大学医学部附属病院	九	九	
岐阜大学医学部附属病院	11.	11]	
名古屋大学医学部附属病院	1 11	1 11	
三重大学医学部附属病院			
滋賀医科大学医学部附属病院	九	九	
京都大学医学部附属病院	11.1	11 1	
大阪大学医学部附属病院	t	七	
神戸大学医学部附属病院	一四		
鳥取大学医学部附属病院			
島根医科大学医学部附属病院	=	north of the control	

(注)空欄は該当件数が○件のものである。

	_	_	_	-
岡山大学医学部附属病院				
広島大学医学部附属病院	二八	二八		
山口大学医学部附属病院	1 1			
徳島大学医学部附属病院	七	t		
香川医科大学医学部附属病院	六	六		
愛媛大学医学部附属病院	. 11	1		
高知医科大学医学部附属病院	1 0	-0		
九州大学医学部附属病院	11 1	九	=	
佐賀医科大学医学部附属病院	一四			
長崎大学医学部附属病院	五	五		
熊本大学医学部附属病院	五	五.		
大分医科大学医学部附属病院	九	九		
宮崎医科大学医学部附属病院	[11]	·		
鹿児島大学医学部附属病院	八	八		
琉球大学医学部附属病院	110	三〇		
ハニンを引しるリニング・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・				

別表第十

請求者	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
患者本人	ニナー	二五七		1.]
家族	六三	六三		
遺族	四三	四三		
(主) 空闌は亥当牛女がつ牛つ つつである。				

(注)空欄は該当件数が○件のものである。

別表第十一

診療科	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
内科	八二	八〇		
精神科・神経科	二五	二回		
小児科	110	011		
外科	五二	五二		
整形外科	三大	三六		
脳神経外科	11.1	11 1		
皮膚科	一六	一六		
泌尿器科	九	九		

(注)空欄は該当件数が○件のものである。

			_	
産科婦人科	二七	二七		
眼科	ナニ	二六		
耳鼻いんこう科	一 五	四		
放射線科		_		
歯科口腔外科	八	八		
麻酔科	一六	一六		
検査部				
放射線部				
救急部	[1]	[1]		
集中治療部		_		·
総合診療部	四	四		
理学療法部				
臨床薬理センター				
(臣) 空間よ友育片文学)とり、つう。				

別表第十二

月	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
平成十三年一月	一四	<u>一</u> 四		
同年二月	[11][11]	[1]		
同年三月	三六	六三		
同年四月	二七	二七		
同年五月	六三	三六		
同年六月	三九	三八		
同年七月	〇国	四〇		
同年八月	三九	三九		
同年九月	四四	四四四		
同年十月	<u>二</u> 四	二四		
同年十一月	三五	三四		
二 空闌は亥当牛数がつ牛のものである。(注)一 請求件数については、開示に関する決定を行った月に請求があったものとみなし	、決定を行った月に請求		て計上している。	

二 空欄は該当件数が○件のものである。

二六

別表第十三

北海道大学歯学部附属病院 名 院 名	清水件数二	開示件数二	部分開示件数
1. 学员 1.29 百名 音序质光序			
東京医科歯科大学歯学部附属病院			
大阪大学歯学部附属病院	八	八	-
岡山大学歯学部附属病院	六	六	
九州大学歯学部附属病院			
長崎大学歯学部附属病院	111	11	
鹿児島大学歯学部附属病院	四	四	
(注)空欄は該当件数が○件のものである。			

別表第十四

\F#r	T ==	T ph	T
遺族	家族	患者本人	請
			求
			者
		三四	請求件数
		三四	開示件数
			部分開示件数
			不開示件数

(注)空欄は該当件数が○件のものである。

別表第十五

					別	<u> </u>	pp. 27		-4-	4-1	/H	JIE:	طد	
同年四月	同年三月	同年二月	平成十三年一月	月	】 表第十六	(注)空欄は該当件数が○件のものである。	顎関節治療部	予防歯科	麻酔科	補綴系診療科	保存系診療科	歯科口腔外科	歯科	診療科
四			六	請求件数						九				請求件数
<u>一</u> 四			六	開示件数					_	九				開示件数
				部分開示件数										部分開示件数
				不開示件数										不開示件数

注 二 —

	開示こ関する央官を引って目こ青校があってものにみなって十二して、p。 	央官を引った引こ青校が	(生)一 清求牛数こつハては、開示こ舅する
	九	九	同年十一月
			同年十月
			同年九月
	五	五	同年八月
	[11]	111	同年七月
	五.	五	同年六月
			同年五月
_			